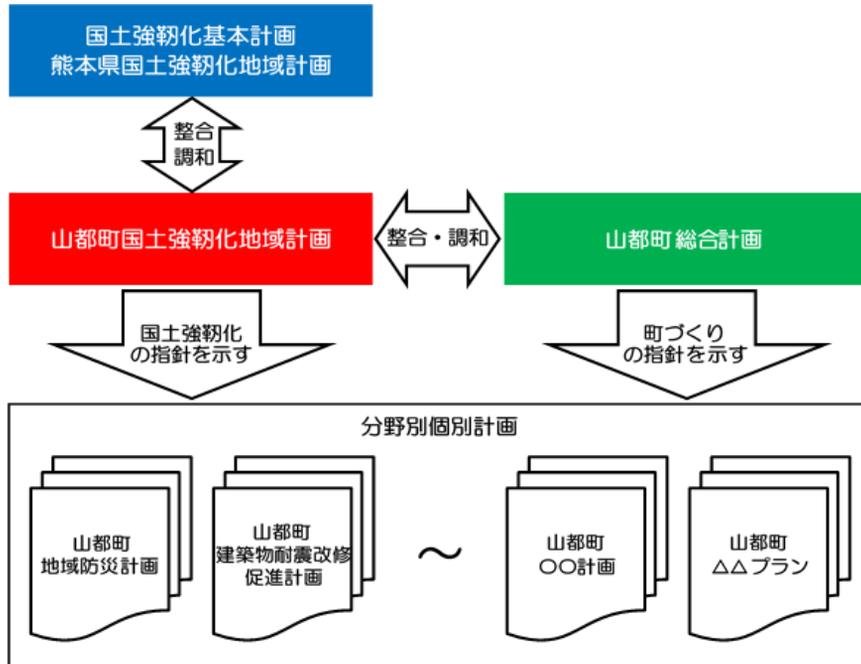


# 山都町国土強靱化地域計画の策定について

## 1 本町の国土強靱化地域計画策定の趣旨等

- 国土強靱化基本法第13条に基づき、今後起こり得る大規模自然災害に備えるために策定
- 熊本地震や過去の災害等を踏まえ、ハード施策だけでなく、ソフト施策を含めた総合的な防災体制を整備するとともに、町域や町境を越える広域的な災害時にも対応可能な基盤や体制の充実・強化を促進することで、**災害に強く、安全安心に生活できるまちづくり**を目指す。
- なお、本計画に基づく取組みについては、国の補助金等の支援を受けることが可能となる（事業採択の要件化や重点化、一定程度の配慮がなされる）。



## 2 基本目標

- ① 町民の生命を守ること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること
- ⑥ 町域や県境を越える広域的な災害にも対応可能な基盤や体制を有していること

## 3 策定に向けた取り組み

県の国土強靱化地域計画や本町の総合計画、地域防災計画等の個別計画と整合を図りながら、策定に取り組みました。

- (1) 素案作成・・・関係課担当者との意見交換・協議を行い、素案を作成
- (2) 庁内照会・・・職員から広く意見を募るため、計4回実施
- (3) 個別ヒアリング・・・主要課の課長・係長と個別協議を実施
- (4) パブリックコメント・・・6月2日（火）から6月26日（金）にかけて実施（備考）別途、アクションプラン（取組一覧）を策定予定

## 4 主な推進方針

### 1 大規模自然災害が発生した場合の人命の保護

- 住宅・宅地の耐震化
- 中央グラウンド周辺整備事業の促進
- 公共建築物や学校施設の非構造部材も含めた耐震化の促進
- 防災対策に資する道路整備の促進
- 防災情報周知、予防的避難等避難体制の整備、土砂災害特別警戒区域内の移転等の推進

### 2 大規模自然災害発生直後からの迅速な救助・救急、医療活動等

- 救助・救急、物資輸送ルート確保に向けた九州中央自動車道・町道等の整備促進
- 自衛隊、警察、消防等の応援部隊の円滑な受入体制整備促進
- 指定避難所・福祉避難所の見直し、周知徹底、円滑な運営、要配慮者への支援
- 車中泊等、避難所外避難者の実態把握と情報・物資の提供体制確保
- 道の駅整備事業の促進
- 水・食料等の備蓄（自助）の推進、自主防災組織等の活動（共助）の強化

### 3 大規模自然災害発生直後からの必要不可欠な行政機能の確保

- 庁舎や避難所、町外からの応援部隊の拠点となる施設の複数確保や耐震性の強化
- 町の受援体制の強化、業務継続計画（BCP）の策定・更新
- 県内外の自治体との連携体制の構築・強化

### 4 大規模自然災害発生直後からの必要不可欠な情報通信機能の確保

- 防災拠点施設等の非常用電源の整備推進、通信手段の機能強化

### 5 大規模自然災害発生後の経済活動（サプライチェーンを含む）における機能不全の回避

- 町内事業者における業務継続計画（BCP）の策定支援
- 物資・エネルギー供給に向けた九州中央自動車道・町道の整備促進
- 農林水産業の施設の耐災性の強化

### 6 大規模自然災害発生後の生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等の確保と早期復旧

- 上下水道施設の耐震化、上下水道BCP策定、生活用水としての井戸水の活用
- 町内各地域や集落間を結ぶ道路の計画的な整備、橋梁等の耐震化

### 7 制御不能な二次災害（＝沿線・沿道の建物倒壊による被害や交通麻痺、施設の損壊・機能不全による二次災害、火山噴火による甚大な地域社会への影響等）の回避

- 沿道建築物の耐震化、無電柱化の推進
- 農業用ため池、ダム、砂防施設、道路防災施設の維持管理・更新
- 農業生産基盤の整備・保全管理、鳥獣被害対策の推進

### 8 大規模自然災害発生後の地域社会・経済の迅速な再建・回復（＝復旧・復興を担う人材の確保、地域コミュニティの維持等）に必要な条件整備

- 災害ボランティアとの連携、専門的知識や技術を持つ人材の確保・育成
- 建設業における復旧・復興の担い手確保・育成
- コミュニティ・スクールによる地域と学校の連携強化